



長野県報

3月3日(木)
平成23年
(2011年)
第2246号

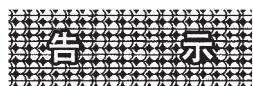
目 次

告 示

保安林予定森林（森林づくり推進課）	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	2
公共測量の終了（建設政策課）	2
車両制限令に基づく道路の指定（道路管理課）	2
車両制限令に基づく道路の指定の解除（道路管理課）	3
車両制限令に基づく道路の指定及び車両の通行方法の定め（道路管理課）	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（2件）（会計課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5

公 告

随意契約の相手方の決定（情報統計課情報システム推進室）	5
一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	5
平成23年度前期技能検定の実施（人材育成課）	6
平成23年度随時実施技能検定の実施（人材育成課）	7
一般競争入札（国際課）	8
一般競争入札（農業技術課）	9
県営土地改良事業の変更計画の策定及び縦覧（農地整備課）	10
県営土地改良事業の工事の完了（3件）（農地整備課）	10
平成23年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）	10
建築基準法に基づく公開による意見の聴取の実施（建築指導課）	11
一般競争入札（6件）（道路管理課）	11
一般競争入札（砂防課）	16
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	17
特定調達契約に係る落札者の決定（情報管理課）	18
一般競争入札（7件）（ものづくり振興課）	18
一般競争入札（2件）（砂防課）	24
一般競争入札（6件）（高校教育課）	26
一般競争入札（2件）（特別支援教育課）	30
正誤（企業局）	32

**長野県告示第105号**

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

小県郡青木村大字村松字清治入674の1、字小丸山678の口の1、678の口の2、字東沢811の口、825の口の1、825の口の2、853、859の口、884の口、字善鬼889、890、字本山1372の1（次の図に示す部分に限る。）、1372の2から1372の5まで、1372の10、1373の1、1374、1375のイ、1375の口、1376、1377の1から1377の3まで、1378（次の図に示す部分に限る。）、字入薄ヶ尾2239、2240の1、2240の口、字湯坂2260のイ、2288の1

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第107号

長野県林業総合センター所長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

平成22年7月15日から平成22年12月15日まで

3 作業地域

塩尻市

建設政策課

長野県告示第108号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
国道151号	飯田市川路5587番の2地先から 飯田市川路5631番の4地先まで
国道151号	飯田市川路5631番の4地先から 飯田市川路5271番の2地先まで
県道長野上田線	千曲市大字上山田字東組76番の1地先から 埴科郡坂城町大字上五明字中村433番の1地先まで
県道長野真田線	長野市稻里町下氷鉋字田中島1135番の1地先から 長野市稻里町下氷鉋字鴨田406番の4地先まで
県道長野真田線	長野市稻里町下氷鉋字鴨田406番の4地先から 長野市稻里町下氷鉋字鴨田488番地先まで
県道長野真田線	長野市稻里町下氷鉋字鴨田488番地先から 長野市小島田町字田中沖1072番の8地先まで
県道長野真田線	長野市小島田町字田中沖1072番の8地先から 長野市小島田町字田中沖1078番の1地先まで
県道上川路大畑線	飯田市川路385番の3地先から 飯田市川路5587番の2地先まで
県道森篠ノ井線	千曲市大字雨宮字北野747番の1地先から 千曲市大字雨宮字高畑2760番の9地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日

道路管理課

長野県告示第106号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡根羽村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び根羽村役場に備え置いて

長野県告示第109号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定を、下記のとおり解除します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 解除する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道伊那生田飯田線	下伊那郡喬木村6638番の14地先から下伊那郡喬木村16232番の5地先まで

2 解除する期日 平成23年4月1日

道路管理課

長野県告示第110号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道伊那箕輪線	上伊那郡南箕輪村字御前窪9419番の1地先から上伊那郡南箕輪村字菅沼8879番の1地先まで
県道長野上田線	千曲市大字上山田字東組76番の1地先から埴科郡坂城町大字上五明字中村433番の1地先まで
県道豊野南志賀公園線	須坂市大字小河原字六川道東沖3034番の2地先から須坂市大字日滝字口明塚5081番の1地先まで
県道長野真田線	長野市稻里町下氷鉋字田中島1135番の1地先から長野市稻里町下氷鉋字鴨田406番の4地先まで
県道長野真田線	長野市稻里町下氷鉋字鴨田406番の4地先から長野市稻里町下氷鉋字鴨田488番地先まで
県道長野真田線	長野市稻里町下氷鉋字鴨田488番地先から長野市小島田町字田中沖1072番の8地先まで
県道長野真田線	長野市小島田町字田中沖1072番の8地先から長野市小島田町字田中沖1078番の1地先まで
県道森篠ノ井線	千曲市大字雨宮字北野747番の1地先から千曲市大字雨宮字高畑2760番の9地先まで

2 指定する期日 平成23年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨

物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

道路管理課

長野県告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

間沢A

2 指定の区域

下伊那郡松川町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画道路 3・5・8号三日町犬ノ窪線

2 都市計画を定める土地の区域

3・5・8号三日町犬ノ窪線

大町市大字大町字三日町、字俵町、字大原町、大字平字借馬、字西原、字野口、字二ツ屋の各一部

3 縦覧場所

長野県建設部都市計画課、大町市役所

都市計画課

道路管理課

長野県告示第113号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年2月17日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
西澤房子	長野市上千歳町 1336番地	西澤銃砲火薬店 長野市上千歳町1336 番地
ワダ行政書士事務所	千曲市杭瀬下3丁目 86番地	ワダ行政書士事務所 千曲市杭瀬下3丁目 86番地

会 計 課

長野県告示第114号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成23年3月1日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
事業協同組合 ナガ プロ	上田市下武石63- 2	事業協同組合 ナガ プロ 上田市下武石63-2

会 計 課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月3日

長野県諏訪建設事務所長 伊藤 直喜

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岡谷茅野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪市大字湖南字水戸代1518番の2 地先から 諏訪市大字湖南字湯田1545番の6地 先まで	旧	m 8.0~37.0	km 0.0820
同 上	新	m 8.0~11.0	km 0.0820

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月3日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯田富山佐久間線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町北條2237番地先から 下伊那郡阿南町北條2274番の1地先 まで	旧	m 5.0~26.2	km 0.2134
同 上	新	m 8.0~61.4	km 0.1823

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所飯山事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月3日

長野県北信建設事務所長 倉島 明一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曽根藤ノ木線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字旭字東源寺4949番の2地 先から 飯山市大字旭字東源寺4923番の1地 先まで	旧	m 10.0~17.5	km 0.0794
同 上	新	m 10.0~16.0	km 0.0794

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成23年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成23年3月3日

長野県飯田建設事務所長 三井宏人

1 路線名 飯田富山佐久間線

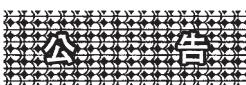
2 供用を開始する区間

下伊那郡阿南町北條2237番地先から

下伊那郡阿南町北條2274番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成23年3月3日

道路管理課

**公告**

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

電子計算機、周辺機器及びプログラムプロダクトの賃借 一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県企画部情報統計課情報システム推進室

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年1月27日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

(1) 名称 富士通リース株式会社 長野支店

(2) 所在地 長野市鶴賀緑町1403番地3

5 随意契約に係る契約金額

月額 6,071,278円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号

情報統計課情報システム推進室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年3月3日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県行政情報ネットワーク運用管理等業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(5) 全県機関規模（数千人規模）のネットワーク運用管理業務経験を2年以上有し、ハード及びソフトの保守経験を有する者を1名以上配置することができる者であること。

(6) システムエンジニアとしての業務経験を5年以上持つ者を1名以上配置することができる者であること。

(7) LPICレベル2の資格相当以上の技術を有する者を1名以上配置することができる者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年3月14日（月） 午後1時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否